

# 入善町耐震改修促進計画 (改定案)

平成 22 年 3 月策定  
令和 8 年 4 月改定 (第 4 回)

入 善 町

## 目 次

<b>第1章 計画の目的と位置付け</b> .....	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 計画改定の背景等	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
<b>第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b> .....	11
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
<b>第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策</b> .....	14
1 耐震化の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等	
<b>第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等</b> .....	22
1 相談体制の充実	
2 リーフレット等の配布及び講習会等の実施	
3 リフォームにあわせた耐震改修の推進	
4 防災査察・定期報告を活用した啓発活動	
5 町内会等との連携	
6 高齢者等に対する啓発活動	

# 第1章 計画の目的と位置付け

---

## 1 計画の目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和56年6月）される以前の建築物の耐震化を図ることにより、町民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県と連携しながら、耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的とします。

本計画は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された持続可能な開発目標（SDGs）における、「Goal 11. 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」中、「災害による死者や被災者数を大幅に削減する」という目標を踏まえたものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項及び国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定します。

また、本計画は本町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「富山県耐震改修促進計画」及び「入善町地域防災計画」と整合を図ります。

## 3 計画期間

本計画は、「富山県耐震改修促進計画」に合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、令和17年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

## 4 計画改定の背景等

### （1）計画改定の経緯

平成18年1月26日に「改正耐震改修促進法」が施行され、翌年に県で「富山県耐震改修促進計画」が策定されたことに伴い、入善町では平成22年3月「入善町耐震改修促進計

画」を策定しました。

また、平成 31 年度には、東日本大震災の被害などにより平成 25 年に「耐震改修促進法」が改正されたこと、国と県における耐震化率目標が見直しされたことなどから、計画を見直しました。

さらに、令和 5 年度には、富山県が危険ブロック塀等除去に補助を開始することに伴い計画を改定し、令和 6 年度には、建築基準法の告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）の改正により、瓦屋根に対する緊結方法の基準が強化された（令和 4 年 1 月 1 日施行）ことから、住宅の瓦屋根の耐風改修を推進するため計画を改定しました。

このたび、国における住宅・建築物の耐震化の目標が見直されたことから、「富山県耐震改修促進計画」が改定されたことを踏まえ、本計画を見直すものです。

## （２）耐震改修促進法施行令等の改正

耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」の一部を改正する告示が、令和 7 年 7 月 17 日に公布・施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項（第一 5、9 関係）
  - ・地方公共団体及び関係団体は、昭和 56 年の耐震基準導入以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。
  - ・地方公共団体は、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられること。
  - ・地方公共団体は、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めること。
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項（第二 2 関係）
  - ・住宅については令和 17 年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年度までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。
- ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項（第四関係）
  - ・地方公共団体による、耐震改修の有効性の啓発及び普及や、要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（避難路沿道耐震状況マップ）の作成及び活用の普及を図ること。

## 5 想定される地震の規模・被害の状況

### (1) 県内の活断層と地震

今後、本町で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、地震災害対策を推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえで役立つばかりでなく、防災関係機関や町民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

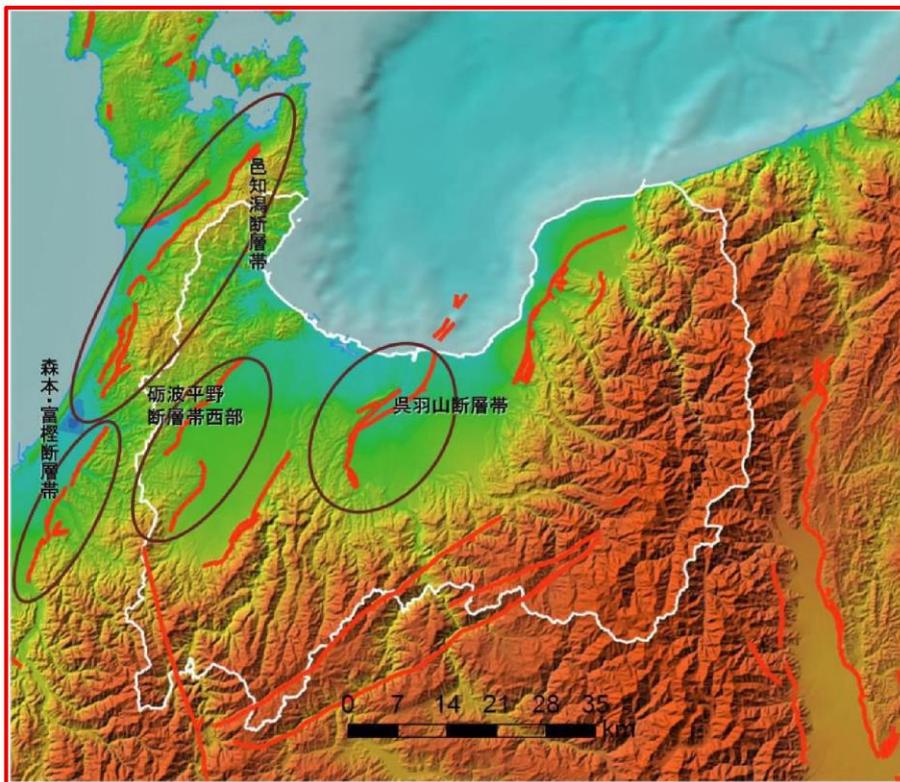
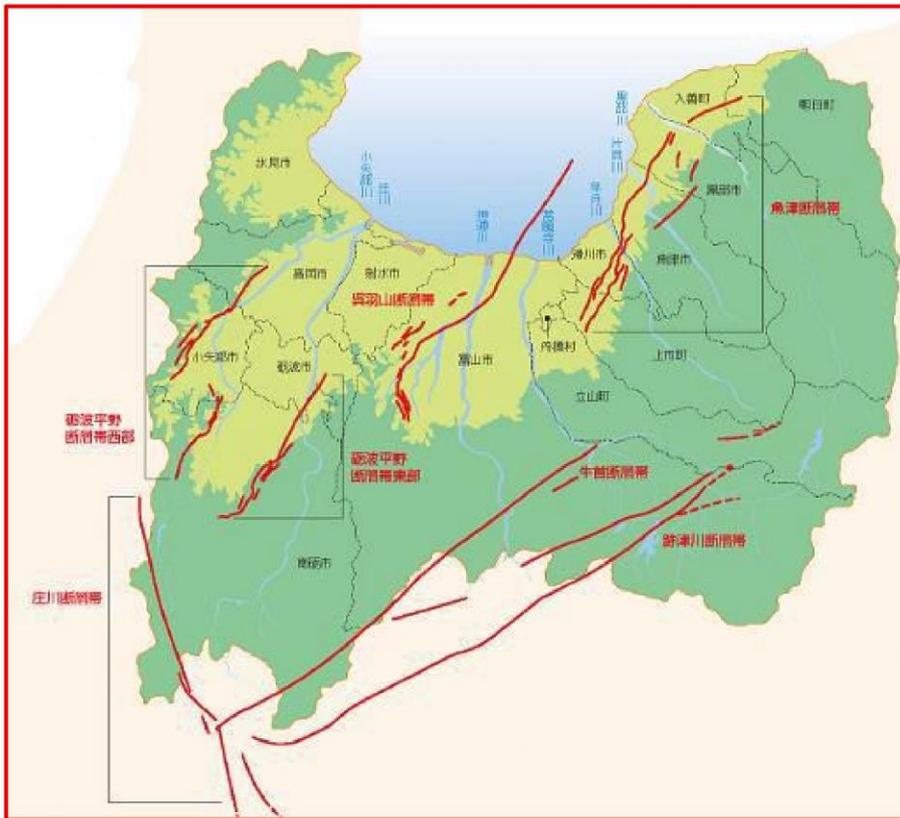
なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

### (2) 活断層について

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会が、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。現在公表されている県内の活断層（①～⑦）、及び、本県に影響を及ぼすことが想定されている活断層（⑧～⑬）については、次のとおりです。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ① 跡津川断層帯    | ⑧ 森本・富樫断層帯        |
| ② 牛首断層帯     | ⑨ 呂知型断層帯          |
| ③ 魚津断層帯     | ⑩ 糸魚川－静岡構造線断層帯    |
| ④ 砺波平野断層帯西部 | ⑪ 糸魚川－静岡構造線断層帯分布図 |
| ⑤ 砺波平野断層帯東部 | ⑫ 南海トラフ           |
| ⑥ 呉羽山断層帯    | ⑬ 日本海側の海域活断層の分布   |
| ⑦ 庄川断層帯     |                   |



富山県の断層帯略図（出典：富山県耐震改修促進計画）

### (3) 過去の地震

富山県に關係する歴史地震は、「表1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが、過去の古文書等により確認されています。

また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した震度1以上の地震は計530回(2021年12月31日現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも有感地震の少ない県です。(「表2：震度4以上を記録した地震一覧」参照)

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はありません。

表1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5～6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0～7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	(5～6)
〃	(大町付近)	5.7		

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」(宇佐美龍夫、1996年)において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

表 2 : 震度 4 以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933 (昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	富山、伏木 4
1944 (昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山 4
1948 (昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山 4
1952 (昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良 4
1993 (平成 5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木 4
2000 (平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部 4
2007 (平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋 5 弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日 4
2007 (平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷 1	氷見、舟橋 4
2013 (平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害無し	小矢部 4
2020 (令和 2)	石川県能登地方	5.5	軽傷 2	氷見、富山、舟橋 4
2023 (令和 5) 5 月 5 日 (14 時 42 分)	能登半島沖	6.5	軽傷 1	高岡、氷見、小矢部、射水、舟橋 4
5 月 5 日 (21 時 58 分)	能登半島沖	5.9		舟橋 4
2024 (令和 6) 1 月 1 日 (16 時 10 分)	石川県能登地方	7.6	死者 3 (災害関連死 3)、重傷 13、軽傷 41、全壊 259、半壊 807、一部損壊 21, 606	富山、高岡、氷見、小矢市、南砺、射水、舟橋 5 強 滑川、黒部、砺波、上市、立山、朝日 5 弱 魚津、入善 4
1 月 1 日 (18 時 08 分)	能登半島沖	5.8		富山、高岡、射水、舟橋 4
1 月 1 日 (16 時 12 分)	能登半島沖	5.7		富山 4
1 月 1 日 (16 時 18 分)	能登半島沖	4.0		氷見、舟橋 4
1 月 1 日 (16 時 18 分)	石川県能登地方	6.1		富山、射水、舟橋、立山 4
1 月 1 日 (16 時 56 分)	石川県能登地方	5.8		氷見 4
1 月 6 日	石川県能登地方	5.4		氷見 4
11 月 26 日	石川県西方沖	6.6	軽傷 1	富山、高岡、氷見、小矢部、射水 4

※「理科年表」(国立天文台、平成 13 年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和 45 年)及び「気象庁震度データベース検索」等による。

#### (4) 被害想定 (※「入善町地域防災計画」より)

##### ① 地震の想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から見ると、本町に影響を及ぼすおそれのある地震は、活断層による内陸型地震が考えられます。

中でも、本町に最も影響を及ぼす活断層であると思われる「魚津断層帯」を、主たる震源発生源として、地震の被害想定を行うものとします。

魚津断層帯を震源とする地震については、地震調査研究推進本部による長期評価より、震度予測のみが公表されています。

また、参考として、富山県が実施した地震調査研究事業の結果を踏まえ、跡津川断層帯、呉羽山断層帯を震源とする地震が発生した場合の想定についても比較するものとします。

##### ② 被害の想定

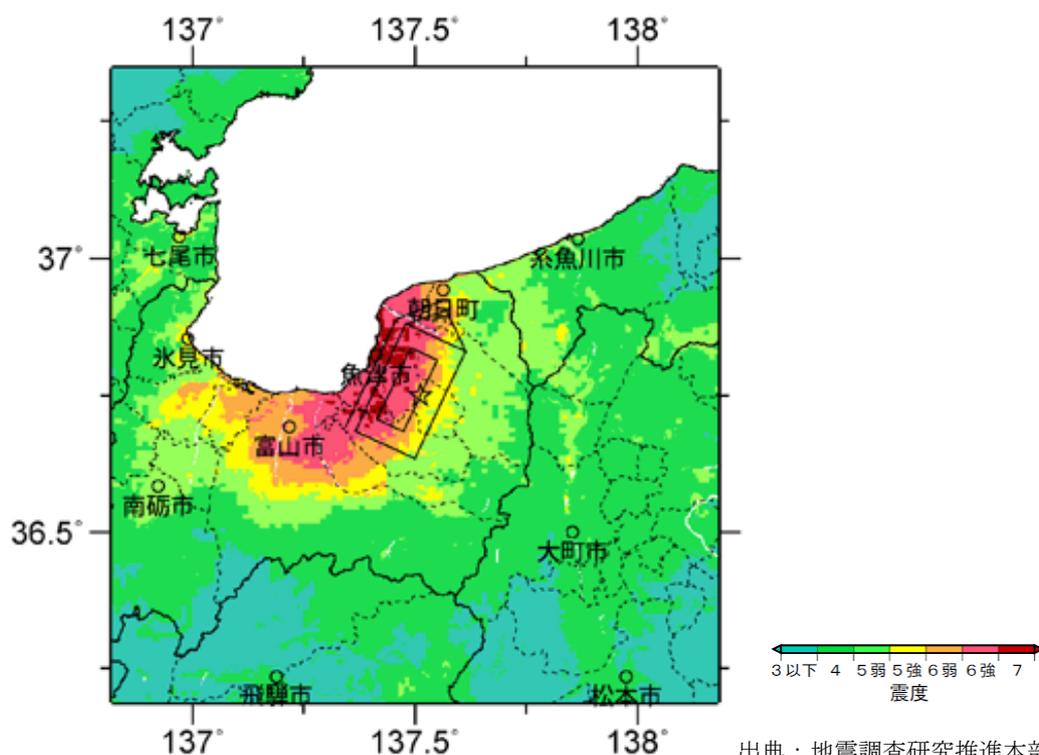
###### (ア) 予測震度分布

魚津断層帯等による地震の予測震度は、次の地震予想震度分布図のとおりです。

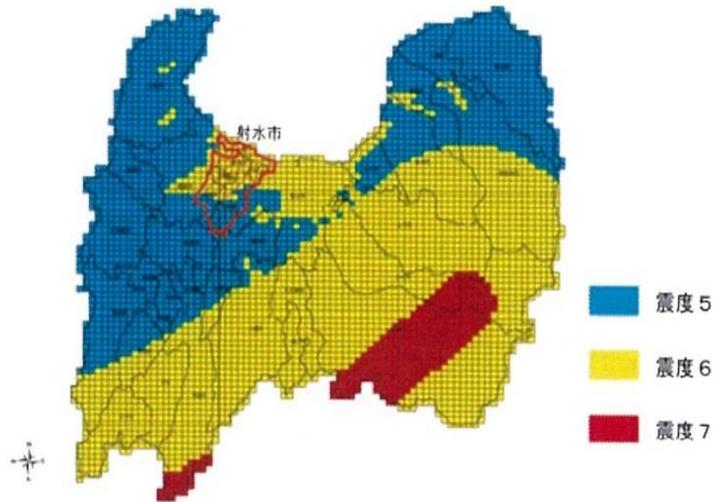
本町では、魚津断層帯による地震の場合、最大で震度6強が想定されています。

また、跡津川断層帯の地震では震度5程度が、呉羽山断層帯の地震では震度6弱が想定されています。

【魚津断層帯地震予想震度分布図】

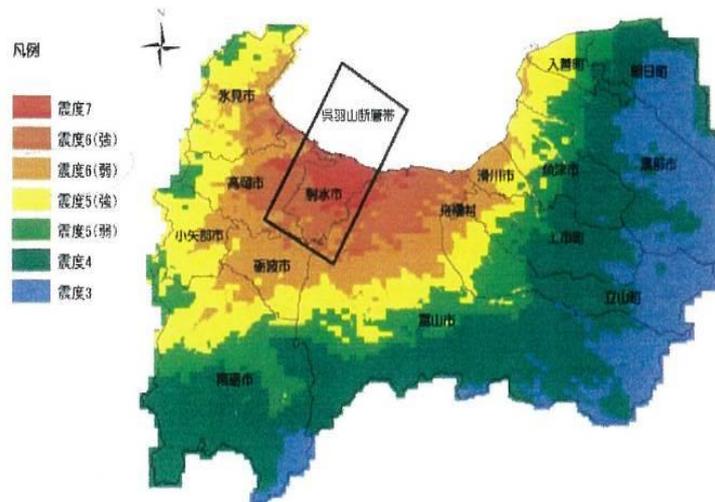


【跡津川断層地震予想震度分布図】



出典：県地震シミュレーション調査

【呉羽山断層帯地震予想震度分布図】



出典：県地震シミュレーション調査

(イ) 地盤の液状化

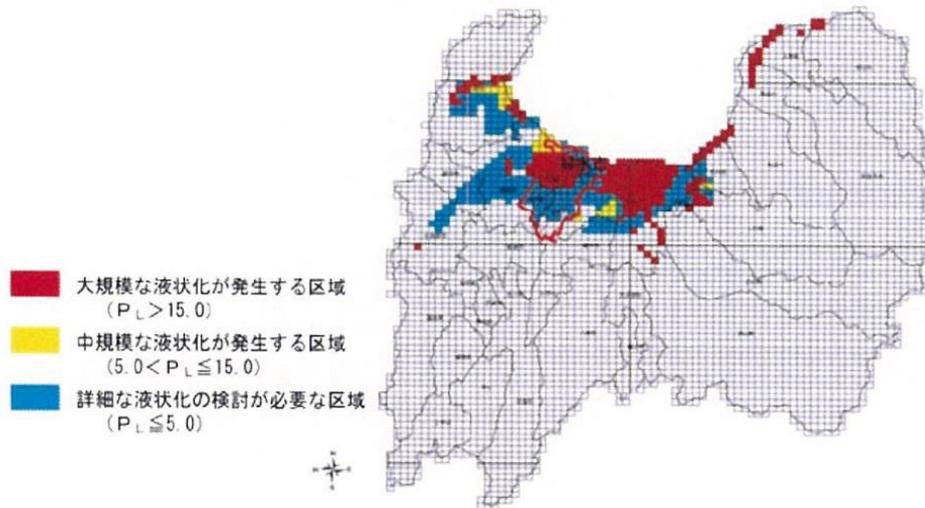
魚津断層帯の地震による地盤の液状化の想定については、長期評価では示されていないことから、跡津川断層帯及び呉羽山断層帯に関する県の被害想定を以下に記載します。

県内では、海岸付近において、液状化の可能性が極めて高いと想定されています。

また、内陸部で液状化が発生すると考えられる地域は、旧河道及び谷底低地です。

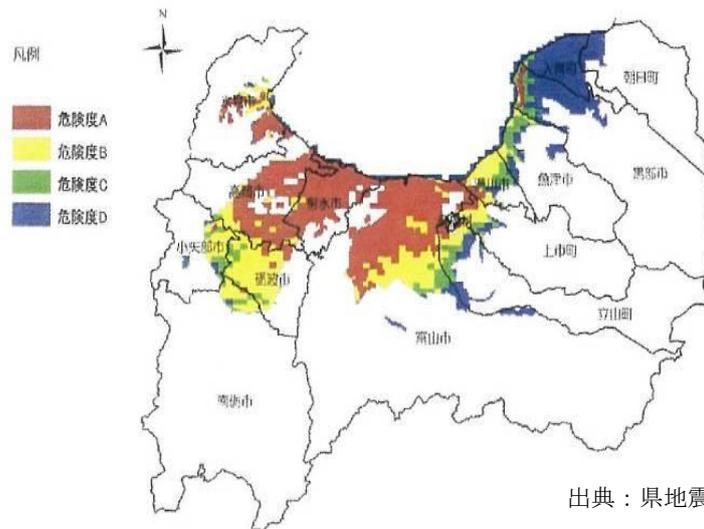
こうした地域を持つ市町村は、液状化のおそれのある地域面積の多い順から、富山市、射水市、高岡市となっており、本町においては、跡津川断層帯による地震で、一部が「大規模な液状化が発生する区域」として想定されています。

【跡津川断層地震液状化判定結果図】



出典：県地震シミュレーション調査

【呉羽山断層帯地震液状化判定結果図】



出典：県地震シミュレーション調査

ランク	PL値	適用
A	$P_L > 15.0$	液状化発生の可能性が高い
B	$5.0 < P_L \leq 15.0$	液状化発生のある可能性がある
C	$0.0 < P_L \leq 5.0$	液状化発生の可能性が低い
D	$P_L = 0.0$	液状化発生の可能性はない
E	—	対象外（砂層がない等）

### ③ 表層地盤のゆれやすさ（内閣府政策統括官（防災担当））

中央防災会議の「東海地震に関する専門調査会」、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」、「首都直下地震対策専門調査会」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」では、防災対策の検討のため、震度分布の推計等が行われています。

平成17年10月には、その一連の調査結果を整理し、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」として取りまとめられ、公表されました。

地震による地表での揺れの強さは、主に「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なります。

一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど、地震による揺れは大きくなります。

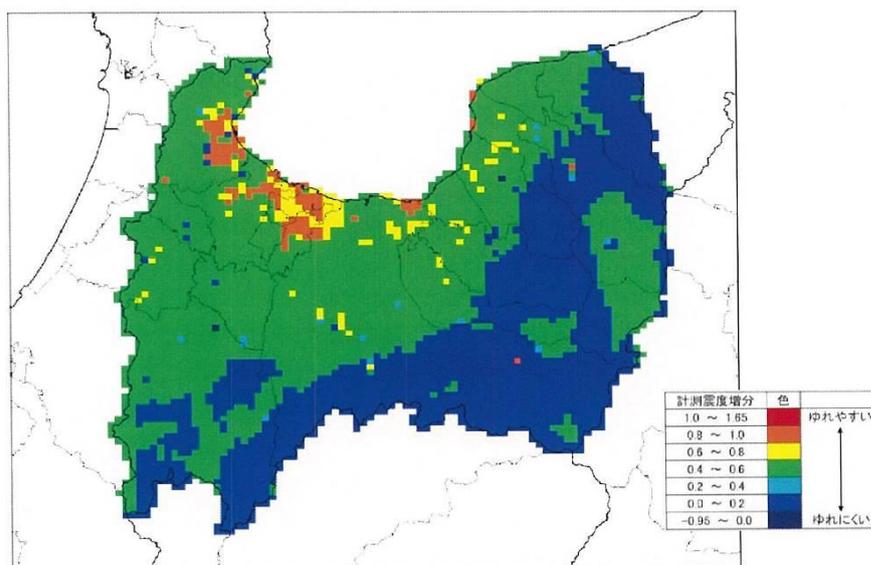
しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤が軟らかな場所では、硬い場所に比べて揺れは大きくなります。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現しています。

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものです。

なお、本町では、「入善町ゆれやすさマップ」を平成22年3月に作成し、住民に周知しています。

#### 【富山県における表層地盤のゆれやすさ】



出典：内閣府防災担当ホームページ

## 第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 住宅の耐震化の現状と目標

#### (1) 耐震化の現状

町内の住宅総数は、8,700戸とされており、このうち、耐震性があると思われる住宅戸数は6,240戸と推計され、耐震化率は71.7%です。

		H25 調査	H30 調査	R 5 調査
住宅総数		8,140 戸	8,650 戸	8,700 戸
(S55 年以前建築のもの)		(4,124 戸)	(3,676 戸)	(3,141 戸)
耐震性が不十分		3,231 戸	3,006 戸	2,460 戸
(率)		39.7%	34.7%	28.2%
内 訳	木造戸建住宅	7,670 戸	7,590 戸	7,080 戸
	(S55 年以前建築のもの)	(3,940 戸)	(3,536 戸)	3,026 戸
	耐震性が不十分	3,187 戸	2,792 戸	2,433 戸
	(率)	41.6%	36.7%	34.3%
	共同住宅その他の住宅	470 戸	1,060 戸	1,620 戸
	(S55 年以前建築のもの)	(184 戸)	(139 戸)	(116 戸)
耐震性が不十分	44 戸	33 戸	28 戸	
(率)	9.4%	3.1%	1.7%	

※国土交通省の推計に基づき、昭和 56 年以前建築の木造戸建住宅の約 88%、共同住宅等の約 24%が、耐震性が不十分であると推計（耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外）（出典：H25, H30, R5 住宅・土地統計調査）

#### (2) 耐震化の目標

富山県耐震改修促進計画によれば、令和 7 年度の県全体の住宅の現状耐震化率は約 84%を令和 17 年までに耐震化率を 95%とすることを目標に掲げています。

本町では、富山県耐震改修促進計画に則し、令和 17 年度末までに耐震化率を 95%にすることを目標とします。

## 2 建築物の耐震化の現状と目標

### (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

#### ① 耐震化の現状

本町の多数の者が利用する建築物（※）の総数は、46 棟です。このうち、耐震性のあると思われる棟数は 2 棟で、耐震化率は 91.3%です。

（※）耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物

種別	全数	S 57 年以降 建築の数	S56 年以前建築の数		耐震化率
			耐震性あり	耐震性 不十分	
	A	B	C	D	E=(B+C)/A
1. 被災時に拠点となる施設 及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、その他公益上 必要な施設、病院、診療所、等	3	2	1	0	100.00%
2. 住民の避難所等として使用 される施設及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養 護学校、体育施設、社会福祉施設、等	19	13	6	0	100%
3. 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下 宿、等	12	9	2	1	91.6%
4. 多くの町民が集まる集客 施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗、 等	6	5	0	1	83.3%
5. その他の多数の者が利用 する建築物 事務所、工場、自動車車庫、等	6	4	0	2	66.6%
合計	46	33	9	4	91.3%

(令和 8 年 3 月末日現在)

※S56 年以前の建築物について、耐震性が不明な場合は「耐震性不十分」としている

※構造上別棟の場合はそれぞれでカウント

#### ② 耐震化の目標

富山県耐震改修促進計画によれば、令和 7 年度の県全体の多数の者が利用する建築物の現状耐震化率は約 92%で、令和 17 年度末までに耐震化率を 95%とすることを目標に掲げています。

本町では、富山県耐震改修促進計画を考慮し、令和 **17** 年度末に耐震化率を 95%にすることを目標とします。

## (2) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

県計画では、地震災害時の災害対策拠点機能等の確保を図るうえで重要な施設については、耐震化を促すこととしており、災害時の拠点施設（庁舎等）、病院施設、学校施設、公営住宅（※）の耐震化の目標を設定しています。

本町では、多数の者が利用する建築物と同様に、令和 **17** 年度末に耐震化率を 95%にすることを目標とします。

（※） いずれも非木造で2階建て以上又は200㎡超の建築物

種別	全数	S 57 年以降 建築の数	S56 年以前建築の数		耐震化率
			耐震性あり	耐震性 不十分	
	A	B	C	D	E=(B+C)/A
災害時の拠点施設 (庁舎・警察署・消防署)	3	2	1	0	100%
病院施設 (医療機関等) ※入善町地域防災計画の医療機関等 一覧表より	9	5	0	2	55.5%
学校施設 (小中学校・高等学校)	12	6	6	0	100%
公営住宅 (町営住宅・特定公共賃貸住宅等)	11	8	3	0	100%
合計	35	21	10	2	88.5%

(令和 8 年 3 月末日現在)

※S56 年以前の建築物について、耐震性が不明な場合は「耐震性不十分」としている

※構造上別棟の場合はそれぞれでカウント

## 第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

---

### 1 耐震化の取組み基本方針

地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物全てについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられています。

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、町民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。また、住宅の耐震化については、緊急的に促進するため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき取り組みます。

#### (1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく、地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

#### (2) 本町の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとしており、本町は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ① 入善町耐震改修促進計画の改定
- ② 耐震化支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整
- ⑤ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成

#### (3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

### ○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
住みよい家づくり資金融資制度	○			○		○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	○	○	

#### (1) 住宅の耐震化支援

##### ① 木造住宅耐震診断支援事業

県では、平成 15 年度より、耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

#### <制度概要>

対象建築物	申込者負担	補助率	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造一戸建てで、階数が2以下のもの</li> <li>・昭和 56 年5月 31 日以前に着工して建てられたもの</li> <li>・在来軸組み工法であるもの</li> </ul>	延べ面積 280 m <sup>2</sup> 以下	県 約9割	
	〃		図面有 2,000 円
	延べ面積 280 m <sup>2</sup> 超		図面無 4,000 円
	〃		図面有 3,000 円
	〃	図面無 6,000 円	

##### ② 木造住宅耐震改修支援事業

平成 17 年度より、耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して、耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。

なお、平成 26 年度からは、部分的な改修への支援も行っています。

また、令和元年度より、段階的な耐震改修も対象とするほか、令和 6 年度からは耐震設計への支援も行っています。

<木造住宅耐震改修等支援事業の制度概要（木造住宅耐震改修）>

対象工事	補助金額	補助率
以下の4つのメニューのいずれかに該当する工事 I 建物全体(1階+2階)をIw値 1.0 以上に改修 II 1階の主要居室(寝室・居間等)だけをIw値 1.5 以上に改修 III 1階(全体)だけをIw値 1.0 以上に改修 IV 建物全体をIw値0.7以上1.0未満に簡易改修(耐震化に向けた第1段階の改修として)	限度額 120 万円	【4/5】 国 1/5 県 2/5 町 1/5
上記工事に伴う耐震補強設計の経費	限度額 20 万円	【2/3】 国 1/6 県 2/6 町 1/6

また、避難路に面する危険なコンクリートブロック塀及び組積造の塀の撤去・建替えに対しても補助金を交付し、地震発生時に塀の倒壊から人命を守り、避難・復旧活動を可能にすることで街路の耐震安全性を向上させます（令和8年度～令和12年度実施予定）。

<木造住宅耐震改修等支援事業の制度概要（危険コンクリートブロック塀等撤去・建替）>

対象避難路	対象工事	補助金額	補助率
以下を除く、住宅から避難場所へ通じる道路 ・避難場所に向けて誰も通らない箇所 ・当該塀との間に幅 90cm 超の水路がある箇所	I 塀撤去	限度額 12 万円	【2/3】 国 1/6
	II 塀撤去・建替え	限度額 18 万円	県 1/3 町 1/6

③ 住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

子育て世帯及び転入世帯の個人住宅の建築や購入に対して融資及び利子補給を行います。また、耐震化リフォームやブロック塀の安全対策に対して融資を行います。

<制度概要>

融資額	融資利率	償還期間
500 万円以内	1.6～1.9% (固定金利)	15 年以内

④ 木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図るとともに、耐震改修を実施するにあたり、阻害要

因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策について検討します。

### ⑤ 住宅屋根の耐震強風対策支援

本町内全域において強風や地震による住宅の屋根瓦の被害を軽減し、町民の身体及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを促進するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて耐風改修工事を行う者に対し、補助を行います（令和6年度以降実施）。

対象工事	補助金額	補助率
告示基準に適合しない住宅の瓦屋根において、屋根全面を告示基準に適合させるために行う改修工事	限度額 552千円	<b>【23%】</b> 国 11.50% 県 5.75% 町 5.75%

## （2）建築物の耐震化支援

### ① 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者に対し、県と市町村が連携して、耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

#### <制度概要>

#### ○国の建築物耐震対策緊急促進事業（要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援）

対象事業	対象建物	補助率
補強設計	要緊急安全確認大規模建築物	<b>【5/6】</b> 国 1/2 県・町 1/3
耐震改修 又は除去	災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	<b>【44.8%】</b> 国 1/3 県・町 5.75%

### ② 多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言・指導のもと、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

<制度概要>

○国の建築物耐震対策緊急促進事業（避難場所等となる建築物の耐震化支援）

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断 補強設計	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす 建築物等	<b>【2/3】</b> 国 1/3 地方公共団体 1/3
耐震改修	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす 建築物等	<b>【23% (2/3)】</b> 国 11.5% (1/3) 地方公共団体 11.5% (1/3) ( )は対象が避難所の場合
	避難場所等の天井、エレベーター、エスカレーター	<b>【23%】</b> 国 11.5% 地方公共団体 11.5%

○国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）

対象事業	対象建物	補助率
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策(除却を含む)、エレベーターの防災対策改修、エスカレーターの脱落対策	<b>【23%】</b> 国 11.5% 地方公共団体 11.5%
ブロック塀 の安全確保	避難路沿道等に存するブロック塀等	<b>【2/3】</b> 国 1/3 地方公共団体 1/3

### (3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

#### ①住宅ローン減税等

住宅の取得または既存住宅の耐震改修をした場合、住宅借入金を有する場合に所得税額等から控除等を受けることができます（条件、限度額等は財務省、国税庁のホームページ参照）。

#### ② 住宅金融支援機構による融資制度

対象	商品名	概要
個人	リフォーム融資 (耐震改修工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資</li> <li>・満 60 歳以上の方は「高齢者向け返済特例(※)」の利用が可能</li> </ul> <p>※毎月の支払を利息のみとし、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却等により返済</p>
	リ・バース 60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する満 60 歳以上の方向けの住宅ローン</li> <li>・毎月の支払を利息のみで、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却により返済</li> <li>・「住宅の建設・購入」、「住宅のリフォーム」等の資金使途で利用可能</li> </ul> <p><b>【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度</b> 地方公共団体の耐震改修補助金を利用して、耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、無利息または低利息での利用が可能となる制度</p>
マンション 管理組合・ 区分所有者	マンション共用部分 リフォーム融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用が対象となる融資</li> </ul>

(※) 令和 7 年 12 月時点

### 3 耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

#### (1) 要緊急安全確認大規模建築物（※1）について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えが出来るよう、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

#### (2) 防災拠点施設（※2）について

防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物）として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる（1/3 から 2/5 へ）メリットがあります。

このため、県では、市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるとして、富山県耐震改修促進計画への位置付けを希望するものを指定することとしていますが、現時点で指定している施設はありません。

今後、県の動向を注視しながら、必要に応じて指定を検討します。

#### (3) 避難路沿道建築物（※2）について

富山県耐震改修促進計画において、富山県地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、富山県の道路整備率が全国トップクラスである状況などを踏まえた結果、その沿道建築物（組積造の塀を含む）について、耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線はないとしています。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う建設課をはじめとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携体制を整備します。

（※1）耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

（※2）県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物（要安全確認計画記載建築物）

#### (4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおり、特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し、制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

#### ○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定 (法第 17 条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定 (法第 22 条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、国指定認定マークを建築物等に表示することが出来ます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第 25 条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者および議決権の各 1/2 超に緩和(区分所有法の特例で、特例が無い場合は 3/4 以上)

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第 2 条第 3 項の「所管行政庁」をいう。(富山県、富山市、高岡市)

## 第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

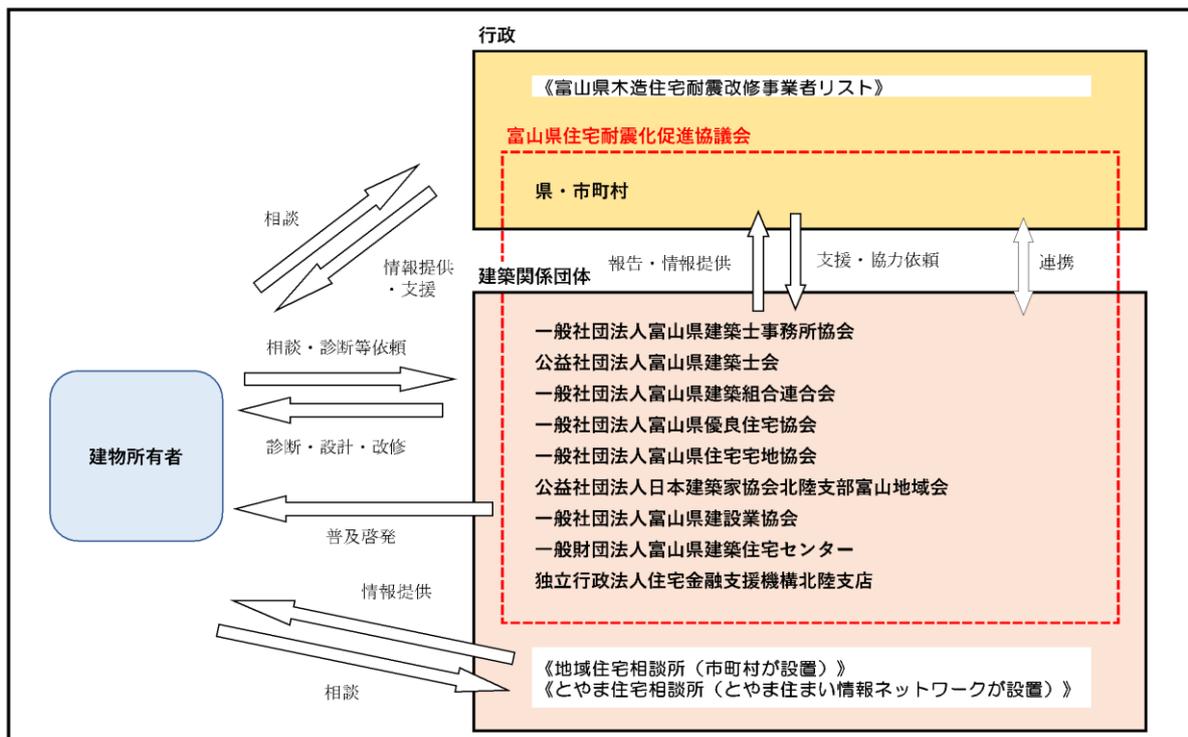
### 1 相談体制の充実

入善町住まい・まちづくり課並びに県庁及び出先機関の建築担当窓口において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。

また、建築関係団体で構成している「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している「とやま住宅相談所」等を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、町民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図るとともに、建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

#### ○関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、(一社) 富山県建設業協会、(公社) 富山県建築士会、(一社) 富山県建築設計事務所協会、富山県優良住宅協会及び(一財) 富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

## 2 リーフレット等の配布及び講習会等の実施

### (1) リーフレット等の配布

県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット『耐震診断・改修で自分の命は自分で守る』を作成し、市町村広報誌・新聞への折り込みや駅前での街頭普及啓発、各種イベントにおける相談窓口や講習会などで配布しており、本町も県と協力し、普及啓発に努めます。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、耐震改修工事事例集を作成し、診断実施者全員に配布し、耐震化を推進していることから、今後も引き続き、耐震化についてのコスト、工法、支援制度について、県と協力して情報提供を行います。

さらに、平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされるよう、当該住宅の所有者等に対して「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法※」（一般財団法人 日本建築防災協会）について周知します。

※昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法

### (2) ホームページの充実と広報誌等の活用

県と協力し、ホームページ、広報誌、リーフレット、ケーブルテレビなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を町民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

### (3) 講習会等の開催

県と協力し、自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施するとともに、総合防災訓練などの機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接住民に周知する活動を実施し、普及啓発を図ります。

## 3 リフォームにあわせた耐震改修の推進

県及び本町の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談時等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。

また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性ととも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減

築やなど、様々な手法もあわせて周知するとともに、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により、建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

#### 4 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

県が建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第12条第1項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図ります。

#### 5 防災士会等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織や富山県防災士会などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

#### 6 高齢者等に対する啓発活動

高齢者が住む住宅は一般的に、旧耐震基準（昭和56年5月以前に着工）で耐震化が必要な住宅も多いことから、ホームページやリーフレットなどの広報だけではなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。

県・町・建築関係団体が連携し、戸別連絡、訪問、高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行うなど、きめ細やかな啓発活動を行います。

また、引き続き、広報誌等による全ての人に対する啓発に加え、高齢者を含め、耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効果的な啓発手法を検討し、実施していきます。